

改正

平成29年 9 月29日告示第20号

平成31年 3 月29日告示第21号

令和 2 年 1 月14日告示第 2 号

令和 4 年 3 月27日告示第15号

辰野町定住促進空き家改修費等補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本町への移住を促進し、定住人口の増加による地域の活性化を図るため、空き家の売買及び賃貸借に伴い要する改修や、空き家にある家財道具等の処分運搬や、空き家のライフライン整備に係る経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、辰野町補助金等交付規則（昭和54年辰野町規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、空き家とは辰野町空き家バンク実施要綱（平成26年辰野町告示第26号）第 2 条第 3 号に規定する空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）に登録された住宅及びその敷地をいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の第 1 号及び第 2 号に該当する者（以下「空き家を購入又は賃借する者」という。）又は第 3 号に該当する者（以下「空き家所有者」という。）とする。

- (1) 空き家バンクを利用して、空き家の売買又は賃貸借（一親等の親族からの購入又は賃借を除く。）の契約を締結した者で、申請時において、申請者及び同一世帯に属する者全員が辰野町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例（平成17年辰野町条例第 3 号）第 2 条に規定する町税等（以下「町税等」という。）を滞納していないこと。
- (2) 購入又は賃借した空き家に、申請者及び同一世帯に属する者全員が、この補助金の交付を受けてから 2 年以内に住民票を置き、定住を前提として 5 年以上生活の本拠地として居住するとともに、自治会に加入し、地域活動に参加すること。
- (3) 空き家を所有又は管理している者で、申請時において、申請者及び同一世帯に属する者全

員が町税等に滞納がないこと。

(補助対象経費、補助額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に定める経費とし、補助金の額（以下「補助額」という。）は当該各号に定める額とする。

- (1) 空き家の改修経費 空き家の改修（町内事業者による改修をするものに限る。）を行うときには、当該改修に係る経費を補助対象経費とする。この場合において、補助額は補助対象経費の2分の1以内の額で30万円を限度とする。ただし、長野県が指定する移住モデル地区（川島区）の空き家の場合は、40万円を限度とする。
- (2) 空き家の家財道具等の処分運搬経費 空き家の家財道具等の処分運搬（町内事業者による処分運搬をするものに限る。）を行うときには、当該処分運搬に係る経費を補助対象経費とする。この場合において、補助額は補助対象経費の2分の1以内の額で15万円を限度とする。ただし、長野県が指定する移住モデル地区（川島区）の空き家の場合は、20万円を限度とする。
- (3) 空き家のライフライン整備経費 空き家を購入又は賃借する者が入居後、電気や水道など日常生活に必要不可欠な社会基盤の正常なサービス提供が受けられなくなり、居住が困難な状況が継続し、その復旧の目処がたたないと認められる場合、その対策として代替施設を整備するときには、当該ライフライン整備に係る経費を補助対象とする。この場合において、補助額は補助対象経費の2分の1以内の額で30万円を限度とする。ただし、長野県が指定する移住モデル地区（川島区）の空き家の場合は、40万円を限度とする。

2 前項の規定により算出した補助対象経費に次に掲げる経費が含まれるときは、これを除いた残りの経費を補助対象経費とする。

- (1) 国、県又は町の他の制度の補助、融資等の対象となる経費
- (2) その他町長が補助対象経費として適当でないと認める経費

3 前2項の規定により算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その額を切り捨てた額を補助額とする。

4 補助金は、同一の空き家に対して、改修に係るもの、処分運搬に係るもの及びライフライン整備に係るもの、それぞれ1回限り交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 前条第1項第1号に規定する空き家の改修に対する補助金の交付を受けようとする補助対象者は、売買または賃貸借契約後1年以内に、辰野町定住促進空き家改修費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、空き家を購

入又は賃借する者は、第2号を除く。空き家所有者は、第1号及び第3号を除くものとする。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第4号）
- (2) 同意書（様式第5号）
- (3) 空き家の売買又は賃貸借契約書の写し
- (4) 空き家改修工事費用の見積書の写し
- (5) 空き家改修工事に着手する前の当該工事箇所の写真
- (6) その他町長が特に必要と認めるもの

2 前条第1項第2号に規定する空き家の家財道具等の処分運搬に対する補助金の交付を受けようとする補助対象者は、売買または賃貸借契約後1年以内に、辰野町定住促進空き家家財道具等処分運搬費補助金交付申請書（様式第2号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、空き家を購入又は賃借する者は、第2号を除き、空き家所有者は、第1号及び第3号を除く。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第4号）
- (2) 同意書（様式第5号）
- (3) 空き家の売買又は賃貸借契約書の写し
- (4) 空き家の家財道具等処分運搬費用の見積書の写し
- (5) 処分運搬をする家財道具等の配置を示した空き家の平面図
- (6) 空き家の家財道具等の処分運搬に着手する前の当該家財道具等の写真
- (7) その他町長が特に必要と認めるもの

3 前条第1項第3号に規定する空き家のライフライン整備に対する補助金の交付を受けようとする補助対象者は、売買または賃貸借契約後1年以内に、辰野町定住促進空き家ライフライン整備費補助金交付申請書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、空き家を購入又は賃借する者は、第2号を除き、空き家所有者は、第1号及び第3号を除くものとする。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第4号）
- (2) 同意書（様式第5号）
- (3) 空き家の売買又は賃貸借契約書の写し
- (4) 空き家ライフライン整備費用の見積書の写し
- (5) 空き家ライフライン整備に着手する前の当該整備箇所の写真
- (6) その他町長が特に必要と認めるもの

(補助事業の変更又は中止等)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の対象となる事務又は事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更しようとするとき、又は補助事業を中止するときは、辰野町定住促進空き家改修費等補助事業変更・中止承認申請書(様式第6号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告書)

第7条 補助事業者は、第4条第1項第1号に規定する補助事業が完了したときは、辰野町定住促進空き家改修費補助金実績報告書(様式第7号)に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 建築確認検査済証の写し(建築確認が必要な建築行為の場合に限る。)
- (2) 空き家改修工事費用の領収書の写し
- (3) 空き家改修工事完了後の当該工事箇所の写真
- (4) その他町長が特に必要と認めるもの

2 補助事業者は、第4条第1項第2号に規定する補助事業が完了したときは、辰野町定住促進空き家家財道具等処分運搬費補助金実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の家財道具等処分運搬費用の領収書の写し
- (2) 空き家の家財道具等処分運搬後の写真(第5条第2項第5号と同じ箇所を撮影したもの)
- (3) その他町長が特に必要と認めるもの

3 補助事業者は、第4条第1項第3号に規定する補助事業が完了したときは、辰野町定住促進空き家ライフライン整備補助金実績報告書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添えて町長に報告しなければならない。

- (1) 建築確認検査済証の写し(建築確認が必要な建築行為の場合に限る。)
- (2) 空き家ライフライン整備費用の領収書の写し
- (3) 空き家ライフライン整備完了後の当該整備箇所の写真
- (4) その他町長が特に必要と認めるもの

4 第1項、第2項及び第3項に規定する実績報告書の提出期限は、補助事業完了の日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の請求)

第8条 補助事業者は、補助金の交付を請求するときは、辰野町定住促進空き家改修費等補助金請

求書（様式第10号）により、町長に請求するものとする。

（補助金の返還等）

第9条 町長は、補助対象者の内、空き家を購入又は賃借する者が次の各号のいずれかに該当するときは、すでに交付された補助金の全部又は一部に相当する額の返還を命ずることができる。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- （1） 補助事業の対象となった空き家を、補助金の交付を受けた日から5年未満で譲渡し、交換し、又は貸付けしたとき。
- （2） 補助事業の対象となった空き家に、申請者及び同一世帯に属する者全員が、この補助金の交付を受けてから2年以内に住民票を置かなかったとき。
- （3） 補助事業の対象となった空き家に、申請者及び同一世帯に属する者全員が、5年未満で住民票を置かなくなったとき。
- （4） 補助事業の対象となった空き家に、申請者及び同一世帯に属する者全員が、5年未満で生活の本拠地として居住しなくなったとき。
- （5） 自治会に加入しない、又は地域活動に参加しないとき。
- （6） 前5号に掲げるもののほか、町長が補助金の返還を相当と認めたとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行し、平成26年10月6日から適用する。

附 則（平成29年9月29日告示第20号）

この要綱は、平成29年10月2日から施行し、改正後の辰野町定住促進空き家改修費等補助金交付要綱の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月29日告示第21号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月14日告示第2号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月27日告示第15号）

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

様式第1号 (第5条関係)
 様式第1号 (第5条関係)

辰野町定住促進空き家改修費補助金交付申請書

年 月 日

辰野町長 様

住 所
 氏 名
 電話番号

辰野町定住促進空き家改修費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

空き家の所在地	辰野町	
空き家の売買・賃貸借契約年月日 (*)	年	月 日
転入年月日 (*)	年	月 日
改修工事の概要		
他の補助等の活用の有無	1 無し 2 有り ()	
予定工事費 (消費税等相当額含む)	総工事費・・・①	円
	①のうち補助対象経費・・・②	円
	②のうち補助申請額(千円未満切捨て)	円
	①のうち他の事業により補助を受ける対象経費・・・③	円
	③の内補助申請額	円
予定工事期間	年 月 日～ 年 月 日	
工事の発注先	名称	
	住所	辰野町
	電話	
備考		

(*) 印については、空き家所有者は記入不要

添付書類

- 誓約書兼同意書 (様式第4号) (※2)
- 同意書 (様式第5号) (※1)
- 空き家の売買又は賃貸借契約書の写し (※2)
- 空き家改修工事費用の見積書の写し
- 空き家改修工事に着手する前の当該工事箇所の写真
- その他町長が特に必要と認める書類

(※1) については、空き家を購入又は賃借する者は添付不要

(※2) については、空き家所有者は添付不要

事前審査

様式第2号（第5条関係）
 様式第2号（第5条関係）

辰野町定住促進空き家財道具等処分運搬費補助金交付申請書

年 月 日

辰野町長 様

住 所
 氏 名
 電話番号

辰野町定住促進空き家財道具等処分運搬費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

空き家の所在地	辰野町	
空き家の売買・賃貸借契約年月日（*）	年 月 日	
転入年月日（*）	年 月 日	
家財道具等の概要		
他の補助等の活用の有無	1 無し 2 有り（ ）	
予定処分運搬費（消費税等相当額含む）	総処分運搬費・・・①	円
	①のうち補助対象経費・・・②	円
	②のうち補助申請額(千円未満切捨て)	円
	①のうち他の事業により補助を受ける対象経費・・・③	円
	③の内補助申請額	円
予定処分運搬期間	年 月 日～ 年 月 日	
処分運搬の委託先	名称	
	住所	辰野町
	電話	
備考		

（*）印については、空き家所有者は記入不要

添付書類

- 誓約書兼同意書（様式第4号）（※2）
- 同意書（様式第5号）（※1）
- 空き家の売買又は賃貸借契約書の写し（※2）
- 空き家の家財道具等処理運搬費用の見積書の写し
- 処分運搬をする家財道具等の配置を示した空き家の平面図
- 空き家の家財道具等の処分運搬に着手する前の当該家財道具の写真
- その他町長が特に必要と認めるもの

（※1）については、空き家を購入又は賃借する者は添付不要

（※2）については、空き家所有者は添付不要

事前審査

様式第3号 (第5条関係)
 様式第3号 (第5条関係)

辰野町定住促進空き家ライフライン整備費補助金交付申請書

年 月 日

辰野町長 様

住 所
 氏 名
 電話番号

辰野町定住促進空き家ライフライン整備費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

空き家の所在地	辰野町	
空き家の売買・賃貸借契約年月日 (*)	年 月 日	
転入年月日 (*)	年 月 日	
整備の概要		
他の補助等の活用の有無	1 無し 2 有り ()	
予定整備費 (消費税等相当額含む)	総整備費・・・①	円
	② うち補助対象経費・・・②	円
	②のうち補助申請額(千円未満切捨て)	円
	①のうち他の事業により補助を受ける対象経費・・・③	円
	③ 内補助申請額	円
予定整備期間	年 月 日～ 年 月 日	
整備の発注先	名称	
	住所	辰野町
	電話	
備考		

(*) 印については、空き家所有者は記入不要

添付書類

- 誓約書兼同意書 (様式第4号) (※2)
- 同意書 (様式第5号) (※1)
- 空き家の売買又は賃貸借契約書の写し (※2)
- 空き家ライフライン整備費用の見積書の写し
- 空き家ライフライン整備に着手する前の当該整備箇所の写真
- その他町長が特に必要と認める書類

(※1) については、空き家を購入又は賃借する者は添付不要

(※2) については、空き家所有者は添付不要

事前審査

年 月 日

辰野町長 様

住 所

氏 名

誓約書兼同意書

辰野町定住促進空き家改修費補助金・辰野町定住促進空き家家財道具等処分運搬費補助金・辰野町定住促進空き家ライフライン整備費補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、同意します。

誓約事項

- 1 本補助金により、改修、家財道具等処分運搬及びライフライン整備を実施した空き家を、本補助金の交付を受けた日から5年以内に譲渡し、交換し又は貸し付けに供しません。
- 2 本補助金により、改修、家財道具等処分運搬及びライフライン整備を実施した空き家に、私と私の同一世帯全員が本補助金の交付を受けた日から2年以内に住民票を置き、定住を前提として5年以上生活の本拠地として居住するとともに、自治会に加入し、地域活動に参加します。
- 3 上記の誓約事項に違反又は事実と相違することがあったときは、辰野町の指示に従い、交付を受けた補助金の全部又は一部を直ちに返還します。

同意事項

- 1 上記の誓約事項が遵守されているか確認するために、辰野町が固定資産税課税台帳、住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- 2 私と私の同一世帯全員について、町税、使用料、負担金の滞納はありません。よって、辰野町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例第2条に規定する町税等の、私と私の同一世帯全員の納入状況を調査することに同意します。
- 3 当該補助金の交付を受けるにあたって、必要な事項及び内容について調査することに同意します。

様式第5号（第5条関係）
様式第5号（第5条関係）

年 月 日

辰野町長 様

住 所

氏 名

同 意 書

辰野町定住促進空き家改修費補助金・辰野町定住促進空き家家財道具等処分運搬費補助金・辰野町定住促進空き家ライフライン整備費補助金の交付申請に当たり、次のとおり同意します。

同意事項

- 1 私と私の同一世帯全員について、町税、使用料、負担金の滞納はありません。よって、辰野町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例第2条に規定する町税等の、私と私の同一世帯全員の納入状況を調査することに同意します。
- 2 当該補助金の交付を受けるにあたって、必要な事項及び内容について調査することに同意します。

様式第6号（第6条関係）
様式第6号（第6条関係）

辰野町定住促進空き家改修費等補助事業変更・中止承認申請書

年 月 日

（申請先）辰野町長

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた
年度辰野町定住促進空き家改修費・家財道具等処分運搬費・ライフライン整備費補助
事業の内容を下記のとおり変更（中止）したいので承認申請します。

記

1 変更・中止の内容

（1）補助金の種類（該当する項目に○印を記入。）

	種 類	変更前	変更後
	改修	円	円
	家財道具等処分運搬	円	円
	ライフライン整備	円	円
	補助金交付決定額・申請額	円	円

2 変更の理由

辰野町定住促進空き家改修費補助金実績報告書

年 月 日

辰野町長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで交付決定のあった辰野町定住促進空き家改修費補助事業を
下記のとおり実施しました。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 事業費の内訳

総事業費 _____ 円	町補助金 _____ 円
	自己資金 _____ 円

3 添付書類

- 建築確認検査済証の写し（確認申請が必要な建築行為の場合に限る。）
- 空き家改修工事費用の領収書の写し
- 空き家改修工事完了後の当該工事箇所の写真
- その他町長が特に必要と認める書類

辰野町定住促進空き家財道具等処分運搬費補助金実績報告書

年 月 日

辰野町長 様

住 所

氏 名

電話番号

年 月 日付で交付決定のあった辰野町定住促進空き家財道具等処分運搬費補助事業を下記のとおり実施しました。

記

1 交付決定額 _____円

2 事業費の内訳

総事業費 _____円 町補助金 _____円

自己資金 _____円

3 添付書類

空き家の家財道具等処分運搬費用の領収書の写し

空き家の家財道具等処分運搬後の写真(第5条第2項第5号と同じ箇所を撮影したもの)

その他町長が特に必要と認める書類

様式第9号（第7条関係）
様式第9号（第7条関係）

辰野町定住促進空き家ライフライン整備費補助金実績報告書

年 月 日

辰野町長 様

住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付けで交付決定のあった辰野町定住促進空き家ライフライン整備費補助事業を下記のとおり実施しました。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 事業費の内訳

総事業費 _____ 円	町補助金 _____ 円
	自己資金 _____ 円

3 添付書類

- 建築確認検査済証の写し（確認申請が必要な建築行為の場合に限る。）
- 空き家ライフライン整備費用の領収書の写し
- 空き家ライフライン整備完了後の当該工事箇所の写真
- その他町長が特に必要と認める書類

様式第10号（第8条関係）
様式第10号（第8条関係）

辰野町定住促進空き家改修費等補助金 請求書

年 月 日

辰野町長 様

住 所
氏 名
電話番号

辰野町定住促進空き家改修費補助金・辰野町定住促進空き家家財道具等処分運搬費補助金・辰野町定住促進空き家ライフライン整備費補助金を、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 _____ 円

補助金の振込先

振込先	金融機関名及び支店名	銀行・金庫 組合・農協	支店 支所・出張所
	預金の種類	普通 ・ 当 座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

※口座名義人は、申請人と同一人となるようにしてください。